

改正

平成23年3月22日条例第4号

平成31年2月28日条例第24号

那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約のうち同条の規定により条例で定める契約に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務用機器、情報処理用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが合理的であると認められる契約（当該契約に付随して保守、改良その他の役務の提供又は消耗品の供給を受ける契約を含む。）
- (2) 庁舎その他の市有施設の清掃、廃棄物の処理、警備、設備の保守その他の施設の維持管理に関する役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが合理的であると認められる契約
- (3) 業務の処理に必要なソフトウェアの利用許諾その他の方法により当該ソフトウェアの提供を受ける契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが合理的であると認められる契約（当該契約に付随して保守、改良その他の役務の提供を受ける契約を含む。）
- (4) 前2号に掲げるもののほか、毎年4月1日から年間を通じて経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが合理的であると認められる契約のうち規則で定める契約

全部改正〔平成23年条例4号〕、一部改正〔平成31年条例24号〕

(契約の期間)

第3条 前条に規定する契約を締結することができる期間は、5年以内とする。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。